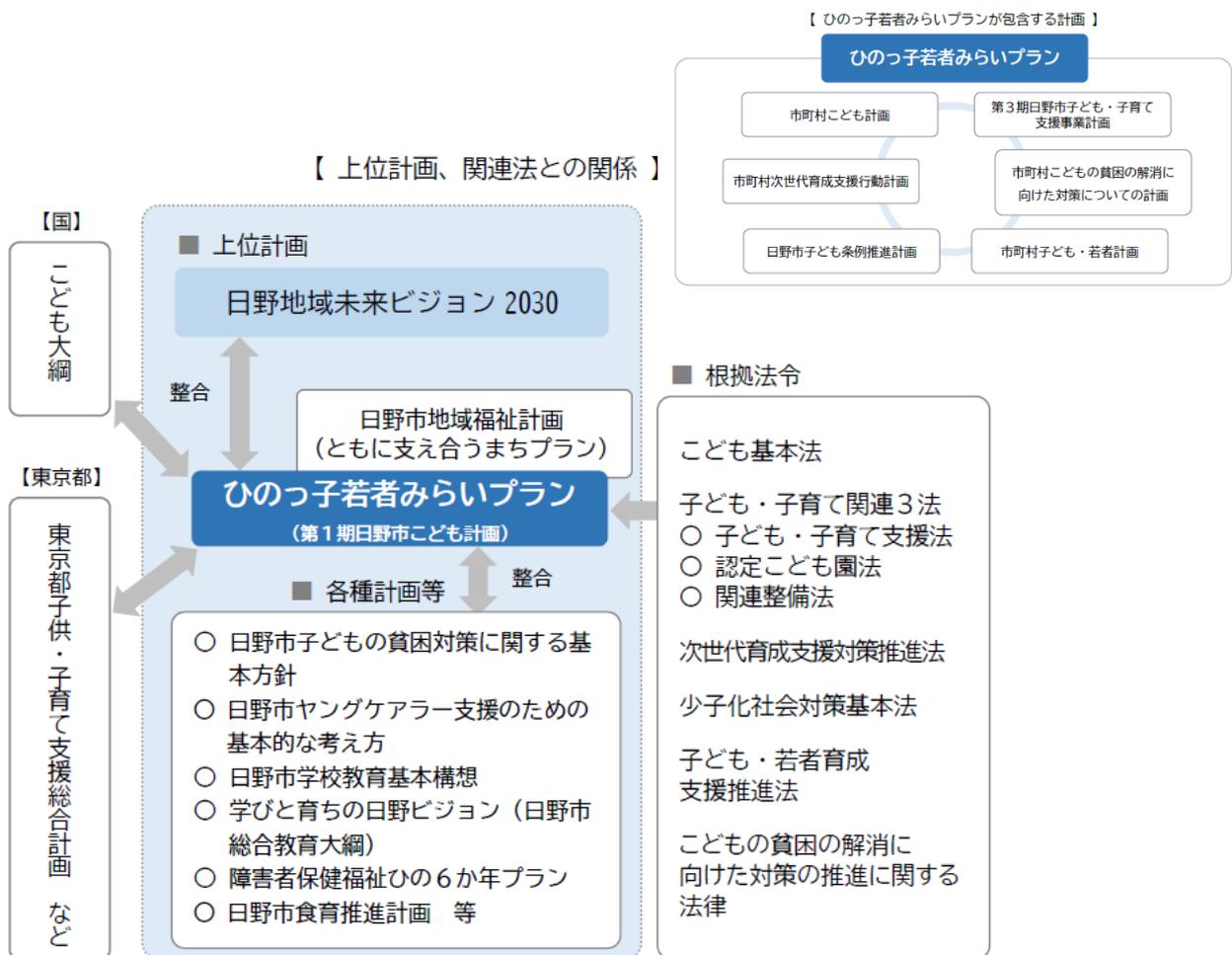


「ひのっ子若者みらいプラン（第1期日野市こども計画）（素案）」の概要
 （子どもの貧困対策推進委員会_説明用資料）

2025/01時点 子育て課作成

【計画の方針】

「新！ひのっ子すくすくプラン」の後継計画として、こども基本法・こども大綱などの国の方針や東京都子供・子育て支援総合計画(第3期) や子供政策強化の方針、こども未来アクションなどの都の方針を勘案して、「日野市子ども条例」、 「日野地域未来ビジョン2030」をベースに、市の子ども施策を俯瞰的に捉え、市が取り組む様々な子ども施策を横断的に網羅する計画とする。
 SDGs・DX推進・気候市民会議などオール日野市としての取組も視野に入れる。



【子ども・若者施策に係る現状と主な課題】

子ども・子育てに関する現状と課題（まとめ）

課題1：子育てをしている親の不安と悩み

子育て中の親の多くは子どもの声に耳を傾け、子育てに喜びを感じているものの、不安や悩みを抱えている。特に、子どもの発育・発達、教育に関する不安や悩みが増えている。

課題2：気軽に利用できる支援サービス

支援サービスに対する需要はあり、宿泊サービスや育児技術指導への需要が特に高い。また、全世代に共通して相談窓口の利用においては、相談しやすい環境及びアクセスのしやすさを重要視している。

課題3：親の就労形態に対応した保育ニーズ

保育サービスの充実や育児支援の休暇等の制度の整備が進んだことで、子育て世帯は様々なサービスを利用できるようになっているが、フルタイム勤務の親が増加しており、支援できる親族や知人が減っているため、家事負担の大きさにより仕事と育児の両立に悩む傾向がみられる。

課題4：社会環境の更なる整備

学びの場や遊び場の充実と保育・教育への経済的支援を求める声や、安全に暮らせるまちづくりを求める声が多く見受けられる。

課題5：複合的な課題を抱える家庭への支援

子育て支援を行う団体・事業者が現場レベルで感じることを、困難を抱える子どもがいる家庭は簡単に支援を求めることができないことが挙げられる。その結果、孤立・孤独や虐待という社会問題の発生につながっており、早期発見・早期支援のための関係機関の連携強化が求められている。

計画策定に向けた課題

- ・子育て世代のニーズに対応した保育・教育サービスの充実
- ・身近な地域で気軽に相談できる相談窓口体制の整備
- ・様々な理由で困難を抱える子ども・若者とその家庭を早期に把握し支援する体制の構築

【計画の特徴】

- 子ども包括支援センター「みらいく」を子育て支援の総合拠点と位置づけ、その資源を生かしつつ子ども施策の取組を推進するとともに、家庭・地域・行政の連携の強化に重点を置いて取り組む。（諸力融合（2030ビジョン）・地域人材力（SDGs 未来都市計画））
- また、日野市子ども条例に基づき、子どもの権利の尊重、子どもの健やかな育ちの環境整備、子どもの意見表明の機会確保と社会参画の促進を図る。

【計画の基本理念】

- 「子ども・若者」を施策の主体とし、大人の押し付けとならないように、子どもへのアンケートやインタビューをもとに、子ども・若者・子育て当事者の視点に立った基本理念を据える

すべての人の権利が尊重され、一人ひとりの子ども・若者が
自分らしく健やかに育ち・安心して子育てができるまち

【計画の構成】

≪目標1≫ ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを大切にする支援
全ての子ども・若者が切れ目なく成長のための支援が受けられるように…

1) 重層的支援体制（関係性のある人でないと相談しづらいことも多いため、どこに相談しても最終的に必要な相談支援窓口につながる体制）の推進と複合的な課題を抱える個人や世帯を支援する関係機関同士の連携による地域包括支援体制の推進

2) 妊娠前・出産期からのライフステージに応じた支援体制の整備

3) 支援が届かない人を減らすための「アウトリーチによるプッシュ型支援」

4) 地域共生社会の実現につながる「心身障害児や医療的ケア児が健康に育っていく環境の整備」

5) 健やかな子どもの成長、貧困解消につながる「食育の推進」

≪目標2≫ 子どもの健やかな育ちへの支援

1) 少子化に伴う保育・教育サービスの量の適正化と多様なニーズに対応できる保育・教育サービスの質の向上

2) 子育て世帯の経済的負担等の軽減

3) 子どもの居場所・学びや遊びの場づくり

≪目標3≫ 子育て・子育てを支えるまちづくり

1) 諸力融合・地域人材力（地域の社会資源）を活かした子どもの成長を見守る仕組みづくり

2) 子育てするための安全・安心なまちづくり

3) 子どもDXの推進等による子育て支援及び過不足のない子育て情報の提供

≪目標4≫ 子ども・若者の成長と自立への支援

子ども・若者の成長と自立を支援するために…

1) 困難を有する子ども・若者とその家族を継続的に支援するための

① 児童虐待の防止（予防）及び早期発見・早期支援の推進

② 不登校及びひきこもりの子ども・若者及びその家庭への支援

③ ヤングケアラーへの支援

④ 子どもの貧困解消に向けた取組の推進

2) 子どもの権利が保障される社会を創っていくために、子どもの権利の意識高揚や子どもが自己決定権を持ち、自己肯定感・自己効力感¹が高くなる環境を整え、権利が侵害されたときに速やかに救済される仕組みの整備

¹ 「自己効力感」とは、目標達成に必要な能力を自分が持っていることと認識すること。簡単に表現すると「自信」。具体的には、自身の能力や過去の経験から、取り組もうとしている行動に対して、「自分ならやれる」「うまくいく」と考えられる状態にあることを「自己効力感がある」と表現します。（人事評価システム「カオナビ」HPより）

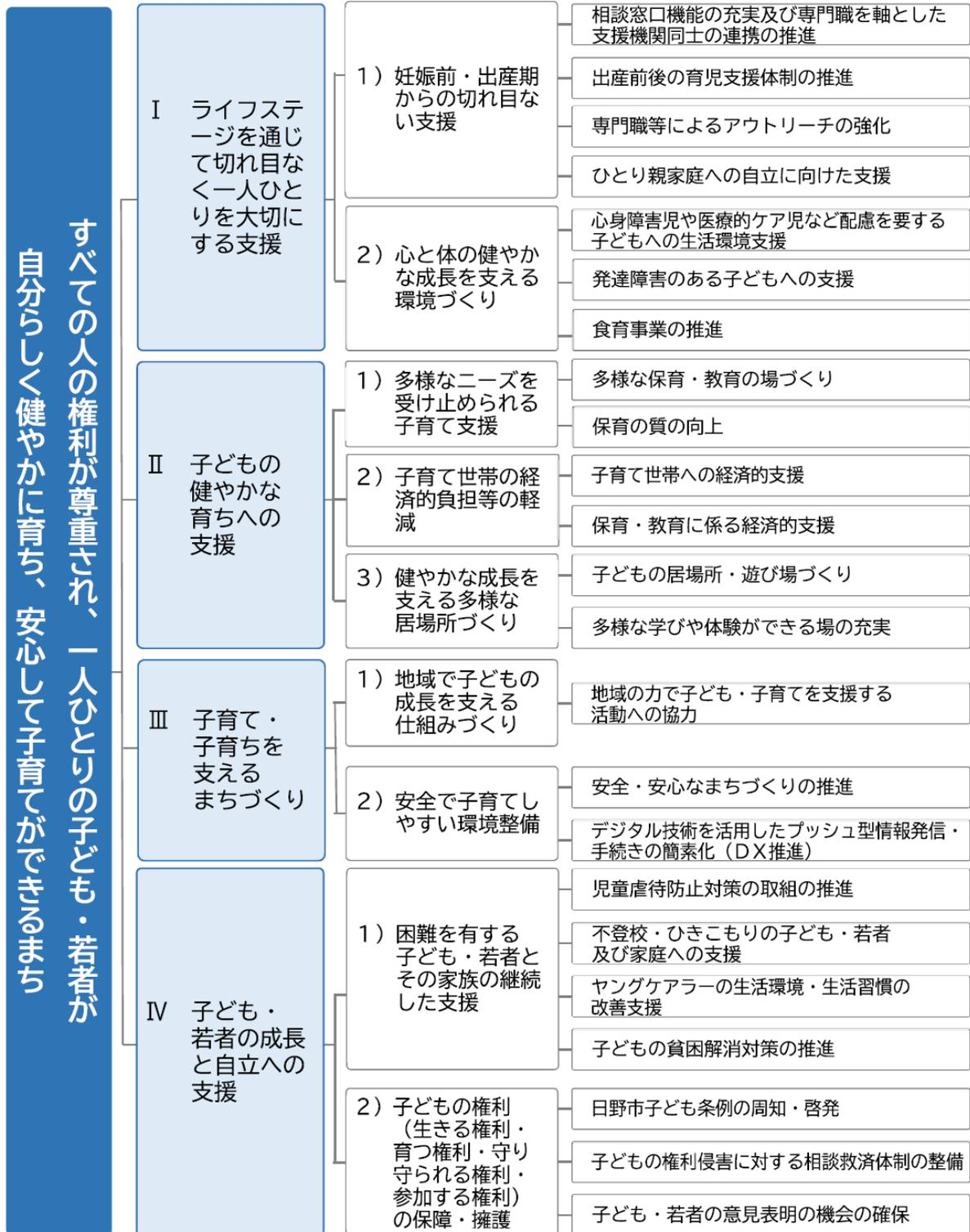
計画の体系図【案】

[基本理念]

[基本目標]

[方針]

[施策]



【本計画で新たに取り組むこと】

1) 新たに成果指標を設定

基本目標に対する成果を測る指標は、次のとおりです。

基本目標	成果指標	令和5年度 (現状)	令和10年度 (目標)
I ライフステージを通じて切れ目なく一人ひとりを大切にする支援	心配ごとや悩みを相談できる人がいない、したくない子どもの割合 ※令和5年度実施市民アンケート調査	9.03%	5.00%
II 子どもの健やかな育ちへの支援	日野市における子育て環境や支援への満足度（5段階評価） ※令和5年度実施市民アンケート調査	平均評価 3.02	平均評価 3.50
	自分にはよいところがあると思う割合 ※令和5年度実施市民アンケート調査	79.30%	85.00%
III 子育て・子育てを支えるまちづくり	安心して暮らしていると思う割合 ※令和5年度実施市民アンケート調査	78.90%	85.00%
	子育て関連事業者・団体が参加・実施する活動や行事へ多くの地域住民の参加している割合 ※令和5年度実施市民アンケート調査	8.30%	15.00%
IV 子ども・若者の成長と自立への支援	「ヤングケアラー」という言葉と内容を知っている割合（中学生のみ）	28.23% ²	70.00%
	「日野市子ども条例」の認知度（中学生のみ） ※令和5年度実施市民アンケート調査	29.90%	70.00%

※アンケート調査の調査対象者カテゴリーごとの数値の平均値としております。

² 令和4年度日野市ヤングケアラーの実態把握に係る調査結果より

2) 計画の中で新規・拡充となる取組

1. 相談窓口機能の充実と支援機関同士の連携の推進（拡充）
2. 医療的ケア児への配慮と生活環境支援（計画への新規掲載）
3. 幼児教育・保育の充実（拡充）
4. 子ども施策に関するDX推進（計画への新規掲載）
5. 不登校・ひきこもり対策及び支援（拡充）
6. ヤングケアラーの生活環境・生活習慣の改善支援（計画への新規掲載）
7. 子どもの貧困解消対策の推進（計画への新規掲載）
8. 救済機関としての子どもオンブズパーソン制度や子ども・若者の意見表明の機会など子どもの権利の保障・擁護（計画への新規掲載）

※子どもだけでなく支援が必要な“若者”も計画の対象となっている

【参考】計画書の中で「新規」もしくは「拡充」とした取組／区分について、令和5年度以降に実施した事業と本計画期間中に新たに実施（予定を含む。）する事業・拡充した事業を“新規”“拡充”と示しています。

事業名	担当課	区分	取組内容
子どもなんでも相談	子ども家庭支援センター	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもや子育て中の世帯が抱える課題に対し、情報提供や助言、必要な関係機関につなぐ等の支援を行う。また、市立小中学校の学習者用端末に相談の入口を設け、相談しやすい仕組み作りを行い、子どもからのSOSを見逃さない体制づくりが構築されている。 ■地域の子育て相談機関からの相談も受け、子育て相談機関のネットワークの構築を図る。
女性相談・にじいろ相談	平和と人権課	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■女性相談は、自分自身の生き方や、夫婦・家族との関係、職場や近隣のこと、学校や友達のこと、心身・性的なこと、夫やパートナーからの暴力、不安な時などに女性相談員がお話をお伺いする相談窓口。性別問わずどなたでも相談できる。 ■にじいろ相談は、多様な性、性的指向、性自認などのセクシュアリティについての悩みを一緒に考えます。 ■どちらも、どこに相談したらよいかかわからない、話す相手がいない こんな時に、あなたの気持ちに焦点を合わせ一緒に考えます。
利用者支援事業（特定型）	保育課	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども及びその保護者が様々な子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用等ができるよう、身近な場所で情報提供や相談、援助を行う事業（特定型）。平成30年度(2018年度)から開始し、令和6年度(2024年度)から保育コンシェルジュ4人を配置。保育課窓口で保育所入所相談等を行っているほか、子育てひろばなどでの出張相談を行っている。
利用者支援事業（妊婦等包括相談支援事業）	子ども家庭支援センター	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■保健師等の専門職がすべての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定し、また、各母子保健事業につなぐことで、妊産婦等に対してきめ細かい支援を実施する。 ■妊娠の届出時の母子健康手帳の交付及び妊婦面接や新生児訪問等の各母子保健事業を通じた切れ目のない伴走型相談支援。

事業名	担当課	区分	取組内容
子ども若者支援地域協議会設置に向けた検討	子育て課 子ども家庭支援センター セーフティネットコールセンター	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■修学及び就業のいずれもしていない、又は社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための関係機関のネットワークの構築を目的に協議会の設置について庁内で検討する場を設ける。(子育て課) ■検討にあたっては既存のネットワークを有効活用し、内容や構成員が類似している会議体との統合や若者総合相談センター機能の在り方についても協議する。(子育て課・子ども家庭支援センター・セーフティネットコールセンター)
産婦人科・小児科オンライン健康相談	子ども家庭支援センター	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■小児科医、産婦人科医、助産師による24時間対応可能なオンライン健康相談。 ■医療機関への受診可否や症状の相談だけでなく、かかりつけ医では相談できないような軽微な育児・子育て相談を実施する。 ■親や子育て世帯の不安・孤立に妊娠前から寄り添い虐待予防を推進する。
子育て世帯訪問支援事業	子ども家庭支援センター	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■養育に不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に育児家事訪問支援員を派遣し、子育ての孤立化を緩和し、子育てに自信を持ち、要支援家庭等が安定した児童の養育を行えるよう支援する。
養育費確保サポート事業	セーフティネットコールセンター	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■ひとり親家庭の生活の安定及び子どもの成長を支えるための養育費についての取り決めや受け取りを支援する。 《養育費等弁護士相談》 ■養育費について専門知識や経験豊富な弁護士から法律に基づく助言等を受けるために無料弁護士相談を実施する。 《養育費確保支援補助金》 ■公正証書作成手数料、家庭裁判所の調停申立て、裁判に要する費用の補助を行う。
保育園における医療的ケア児支援事業	保育課	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■保育園における(仮称)医療的ケア児の受入れガイドラインに基づき、医療的ケア児の入園相談に応じ、各保育施設との連絡・調整を図る。 ■各保育施設において、医療的ケア児の受入れを行う。 ■各保育施設における医療的ケア児の保育について、訪問看護師の派遣などにより支援を行う。
学校派遣看護師	発達・教育支援課	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■学校生活において医療的ケアが必要な児童・生徒に対し、学校派遣看護師が医療的ケアを実施する。
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保育課	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■保育所等に通所していない未就園児に対して、親の就労状況にかかわらず時間単位で定期的に子どもを預けられる事業。令和8年度(2026年度)より本格実施。

事業名	担当課		取組内容
幼児期から小学校へのスムーズな移行を支援するための幼児教育と小学校教育の連携強化	学務課 保育課	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼保小での横断的な課題について共有・意見交換を行う場の設定や合同研修の実施。(保育課と協働) ■ 幼児教育・保育アドバイザーによるスタートカリキュラム等の保護者や保育園・幼稚園への小学校就学に向けた情報提供。(学務課) ■ 「遊びっ子学びっ子簡易版」(入門編、情報の更新など)の作成・ホームページへの掲載。(学務課) ■ 小学校区内の保育園・幼稚園と小学校との顔の見える関係の構築。(保育課と協働)
各種手当の支給	子育て課	拡充	<p>≪児童手当≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 高校生年代(18歳に達する日以後の最初の年度末)までの児童を養育する父母等の主たる生計者に支給。所得制限なし。 <p>≪児童扶養手当≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童(障害児の場合は20歳未満※要件あり)を監護する者等に支給。所得制限あり。 <p>≪児童育成手当≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童(障害児の場合は20歳未満※要件あり)を監護する者等に支給。所得制限あり。
医療費助成	子育て課	拡充	<p>≪児童手当≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 高校生年代(18歳に達する日以後の最初の年度末)までの児童を養育する父母等の主たる生計者に支給。所得制限なし。 <p>≪児童扶養手当≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童(障害児の場合は20歳未満※要件あり)を監護する者等に支給。所得制限あり。 <p>≪児童育成手当≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ひとり親家庭等で18歳に達する日以後の最初の年度末までの児童(障害児の場合は20歳未満※要件あり)を監護する者等に支給。所得制限あり。
妊婦のための支援給付	子ども家庭支援センター	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■ すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊婦等包括相談支援事業(児童福祉法に規定)と合わせて実施する支援給付。
中高生世代スペース	子ども家庭支援センター	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中学校卒業後にも切れ目のない支援を実現することを目的に設置。 ■ 自習スペースやソファがあり、中高生世代が安心して過ごすことができる居場所。中高生世代対象のイベントも開催する。 ■ 中高生世代が安心して過ごすことができる居場所支援、居場所の提供を通じた相談支援、学習支援、親に対する養育支援等を行うことにより、不登校や引きこもりなど、様々な課題や困難を抱える中高生世代が将来にわたって自立した生活を送ることができるよう支援する。

事業名	担当課		取組内容
日野型地域クラブ活動「ひのスポ・ひのカル」	教育指導課	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■学校部活動に関する課題の解決に向け、市の実態に合わせ、地域の文化・スポーツ関係団体が連携し、子どもを中心とした誰もが文化・スポーツに親しむことができる持続可能な文化・スポーツ環境の実現を図る。
子ども食堂への支援	子育て課	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子どもやその保護者が気軽に集まり、無料または安い料金で食事を楽しみながら交流できる子ども食堂を運営している団体を支援し、活動を充実させて続けられるようにする。 ■子ども食堂が支援を必要とする子どもや家庭を適切な相談・支援機関につなげるきっかけの場となるよう、引き続き運営団体と連携する。
ファミリー・アテンダント事業	子ども家庭支援センター 福祉政策課	新規	<p>《寄り添いアテンダント》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■研修を受けたボランティアが子育て世帯を訪問し、傾聴や寄り添い支援を行う。 (子ども家庭支援センター) <p>《見守りアテンダント》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■民生委員・児童委員が赤ちゃんのいる家庭を訪問して育児支援品を配布する。 (福祉政策課・再掲)
無料塾（子どもの学習等支援活動補助金）	セーフティネットコールセンター	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■有料の塾に通うのが難しい子どもや、学校以外で勉強する場所がない子どもが学べる場所を提供している団体に対して補助金を交付する事業。 ■勉強のほか、楽しいイベントがあったり、みんなでご飯を食べたりするなど、子ども達の安心できる居場所にもなっている。
子ども政策に関わるDXの推進	情報政策課	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■プッシュ型子育てサービス、母子保健オンラインサービス（PMH）、保活ワンストップ、給付金手続の利便性UPの早期実現に向け、子育て課、保育課、子ども家庭支援センターなどの担当部署と連携して支援を行う。
児童虐待への対応	子ども家庭支援センター	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども包括支援センター「みらいく」で、子どもと家庭に関する総合相談を行う中、児童虐待防止に向け、相談体制の強化や関係機関との連携の強化を図り、児童虐待の具体的事案に係る迅速かつ的確な対応に努める。 ■虐待の芽を早期に摘む取組や再発防止のための見守り等を行う。 ■虐待防止マニュアル及び、虐待防止ハンドブックについては、各種会議などの際に各関係機関に活用を引き続き呼びかける。

事業名	担当課	区分	取組内容
不登校対策及び不登校児童生徒への支援	教育指導課 教育センター	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ■校内登校支援教室を設置できるよう、家庭と子どもの支援員、別室登校指導支援員等を必要に応じて配置する。(教育指導課) ■新たな不登校を生まない魅力ある学校づくりができるよう授業改善について指導・助言を行う。(教育指導課) ■三沢中学校に設置したチャレンジクラスで、不登校の生徒に対して必要な支援を行えるようにする。(教育指導課) ■フリースクール等に通う不登校児童・生徒の状況を把握し、個に応じた不登校対応ができるようにする。(教育指導課) ■教育支援コーディネーターを配置し、不登校となる児童・生徒が少なくなるように努め、また支援の充実を図る。(教育センター) ■不登校児童・生徒の保護者向けのパンフレットを作成し、多様な学びの場や支援の仕組みがあることを周知する。(教育センター)
たきあいあい・みらいと高幡	セーフティネットコールセンター	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■生きづらさを感じ、居場所を求めている方やご家族が安心して過ごすことのできる場所であり、社会との交流を行う地域の拠点で、地域の方も利用することができ、大人も子どもも自分らしく過ごすことができます。(たきあいあい) ■「くらしの自立相談支援窓口みらいと」に、家以外に安心できる場を求める、子どもから大人までを対象にした、居場所スペースを併設。悩み事などをより抵抗なく話すことができ、不登校やひきこもり及びその家族等が利用し、相談支援を行っている。(みらいと高幡)
ひきこもりUX女子会	セーフティネットコールセンター	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■ひきこもり状態にあったり、対人関係の難しさを感じているなど、さまざまな生きづらさを抱えている女性自認の方を対象に、当事者交流会を開催する。
ヤングケアラー支援事業	福祉政策課	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者への支援。 ■日野市ヤングケアラー支援のための基本的な考え方に基づく取組の方向性。 <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの認知度向上・理解促進の取組推進 ・ヤングケアラーの相談体制の充実 ・ヤングケアラー支援のための地域連携ネットワークの構築 ・各分野の既存事業・関連施策へのヤングケアラーへの視点導入
子どもオンブズパーソン	福祉政策課	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもを権利侵害から救済する公的な第三者機関として、独立した公正・中立な立場で、いじめや差別などの子どもの権利に関する相談に応じ、問題を解決するための救済活動を行う。具体的には、解決方法の助言をしたり、子どもの代弁者となって、関係する大人と建設的な話し合いをしながら子どもの最善の利益を考え、子どもに寄り添いながら一緒に問題解決を図る。

事業名	担当課	区分	取組内容
子ども・若者の 意見表明の機会 の創出	子育て課	新規	<ul style="list-style-type: none"> ■市の施策を行う際に子ども・若者の意見を聴き、その意見を反映させるように努めることの周知啓発を全庁に対して行う。 ■市役所各課からの要望に応じ、日頃より子どもと触れ合っている児童館職員が「子どもの声を聴く」ことに協力する。